

ケアセンター ソレイユ 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人弘仁会が開設するケアセンターソレイユ（以下「事業所」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

(2) 指定介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

(3) 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保険・医療・福祉サービスとの連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアセンターソレイユ
- (2) 所在地 高知市東城山町163番地1

(職員の種類、員数及び勤務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の種類、員数及び勤務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務管理を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員 1名以上（常勤換算）

介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅サービスを作成、指定居宅サービス事業所との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、国民の祝日12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 ①平日(月～金曜日)午前8時30分から午後5時30分までとする。
②半休日(土曜日)午前8時30分から午後12時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供及び内容)

第6条 介護支援専門員は、定期又は随時利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況等、その課題を分析し、支援を行うものとし、その主な内容等は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所：第3条に規定する事業所内の相談室、利用者宅
- (2) 使用する課題分析票の種類：MDS-HC方式、三団体ケアプラン策定研究会方式、日本介護福祉士会方式、日本訪問看護振興財団方式、全国社会福祉協議会方式等適切な方法を用いる。
- (3) 課題分析の手順：以下の手順で課題分析を行う。
 - ①居宅及び施設を訪問し、利用者、家族と面談する。
 - ②利用者、家族にアセスメントを実施する。
 - ③ケアプランを作成する。
 - ④サービス調整を行う。
 - ⑤モニタリングを行う。
 - ⑥再アセスメントを実施する。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：月1回以上
- (5) サービス担当者会議の開催場所、頻度：事業所内の相談室や関係事業所の相談室など、個人情報の保護が図られる場所を活用し、必要に応じ随時開催する。
- (6) 主な支援内容：居宅サービス計画書の作成、指定居宅サービス事業所との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援(居宅介護サービス計画費又は居宅介護支援サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から、往復 20 キロメートル以上 200 円

(2) (1) より 1k mを超える毎に 10 円加算

3 前項の交通費の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者に同意を得るものとする。

4 これらの料金は法令の改正、あるいは社会情勢の変化に応じて変更しうるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、高知市とする。

(研修の確保)

第 9 条 居宅介護支援等の資質向上のために、研修の機会を設けるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 10 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のための必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密保持)

第 11 条 従業者及び従業者であったものは、利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。

3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者またはその家族に対して個人情報使用に同意する文書を受けることとする。

(その他)

第 12 条 万一、指定居宅介護支援提供により、事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡し、適切な処置を行うこととする。事業所に賠償の責任があるものについては当該保険により損害賠償するものとする。

2 この規定に定めのない事項、また本事業所の運営に関する重要事項は医療法人弘仁会定款、規則、規定の定めるところによる。

附則

この規定は、平成 26 年 1 月 27 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日に改訂。